

産業廃棄物処理業許可等に関する手続等を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく、産業廃棄物（法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及び特別管理産業廃棄物（法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集若しくは運搬業又は処分業に係る許可及び届出に関し、必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理業許可 次に掲げるものをいう。
 - ア 法第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可
 - イ 法第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業の許可
 - ウ 法第14条の2第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る許可
 - エ 法第14条の4第1項に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
 - オ 法第14条の4第6項に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可
 - カ 法第14条の5第1項に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る許可
- (2) 処理業変更届出 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項の規定に基づく届出をいう。
- (3) 処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬に係る事業の用に供する施設（産業廃棄物の積替え又は保管（以下「積替え保管」という。）を行うための施設に限る。）
 - イ 法第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分に係る事業の用に供する施設
 - ウ 法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る事業の用に供する施設（特別管理産業廃棄物の積替え保管を行うための施設

に限る。)

エ 法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物の処分に係る事業の用に供する施設

(4) 中間処理施設 前号イ又はエに掲げる施設をいう。

(5) 事業場 第3号に掲げる施設の所在地をいう。

(6) 協議届出事項 処理業届出を要する変更のうち、次に掲げるものをいう。

ア 事業場の追加又は拡大

イ 第1号ア又はウに掲げる事業に用いる処理施設の追加、又は保管面積、保管高さ若しくは保管上限の増大

ウ 第1号イ又はエに掲げる事業に用いる処理施設の追加、又は処理能力の増大

エ 環境部長が別に定める変更

(7) 処理施設の設置等 処理施設の設置又は処理施設に関する変更であって、次に掲げる事項に該当するものをいう。

ア 新たに処理業許可を受けるために行う処理施設の設置（第4条第1項第1号において「新規許可設置」という。）

イ 第2条第1項第1号ウ又はカに掲げる事業の範囲の変更（収集又は運搬に係る事業にあっては、取り扱う産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類のうち積替え保管を行わないものを除く。）

ウ 前号に掲げる事項

(8) 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する最終処分場をいう。

(9) 事業計画者 処理施設の設置等をしようとする者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 処理業許可を受けている者（法人に限る。以下この号において「従前法人」という。）の合併、分割又は事業譲渡等（会社法（平成17年法律第86号）第468条第1項に規定する事業譲渡等をいう。）が行われた場合において、従前法人の処理業許可の内容を変更することなくそのまま引き継いで事業を行う合併後の者、分割後の者又は事業譲渡等を受けた者

イ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）第20条に基づき、環境大臣による再資源化工程高度化計画の認定を受けようとする者

ウ 環境部長が別に定める者

- (10) 関係地域　処理施設の設置等により、生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域として、環境部長が別に定める地域をいう。
- (11) 関係地域内指定区域　関係地域のうち、環境部長が別に定める区域をいう。
- (12) 関係住民　関係地域に住所を有する自然人をいう。
- (13) 関係公益施設　関係地域に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）をいう。）、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）、老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム又は特別養護老人ホームをいう。）、介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25号に規定する介護保険施設をいう。）、障害者入所施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する施設入所支援を行う施設をいう。）その他環境部長が別に定める施設をいう。
- (14) 水道事業者等　水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者（埼玉県水道用水供給事業を除く。）若しくは同条第6項に規定する専用水道の事業を行う者又は自家用水道（埼玉県自家用水道条例（昭和32年条例第2号）第1条に規定する自家用水道をいう。）を所有する者をいう。
- (15) 関係水道事業者等　埋立処分に伴う排水の放流先の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）における放流予定地点から500メートル以内の当該水域において取水する権利を有する水道事業者等をいう。
- (16) 事業実施予定地　事業計画者が、処理施設の設置等を行うことを予定している場所（当該場所が、既に処理業許可を受けている事業場（以下「許可地」という。）と一体となる場合においては、許可地を除いた部分に相当する場所をいう。）をいう。
- (17) 立地市町村　事業実施予定地のある市町村をいう。
- (18) 隣地　事業実施予定地に隣接する土地をいう。ただし、道路、水路その他公共の用に供する土地は除く。
- (19) 当該環境管理事務所長　事業実施予定地を管轄する環境管理事務所長をいう。

(計画書の提出等)

- 第3条 環境部長は、事業計画者に、処理施設の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を記載した書類（以下「計画書」という。様式1－1、様式1－2、様式1－3又は様式1－4）を環境部長に提出させるものとする。
- 2 環境部長は、計画書が提出されたときは、当該環境管理事務所長に対し様式6により通知するものとする。
 - 3 環境部長は、計画書が提出されたときは、立地市町村の長に対し様式7又は環境部長が別に定める様式により通知するとともに、その意見を求めるものとする。この場合においては、その旨を様式8により当該環境管理事務所長に通知するものとする。
 - 4 環境部長は、計画書の審査を行うに当たり、産業廃棄物指導課及び当該環境管理事務所の職員に、事業実施予定地及び許可地の調査を行わせることができる。この場合においては、事業計画者を調査に立ち会わせるものとする。
 - 5 環境部長は、計画書の内容に関して、必要に応じて、関係機関等と協議するものとする。
 - 6 環境部長は、第3項の規定により求めた立地市町村の長の意見、第4項の規定による調査の結果及び前項の規定による関係機関等の意見を参考にして計画書の審査を行い、その結果（以下この項において「審査結果」という。）を様式2により事業計画者に通知するものとする。この場合において、審査結果通知（審査結果の通知書面をいう。以下同じ。）には、第5条第1項に規定する周辺同意又は同条第2項に規定する説明会等に係る事項について記載するものとする。
 - 7 前項後段に規定するもののほか、環境部長は、計画書の審査において、事業計画者の措置を要する事項を認めたときは、当該事項及び措置を行わせる期間を審査結果通知に記載し、必要な措置を講じさせるものとする。
 - 8 前項に規定する期間（以下「措置・合意形成期間」という。）は、審査結果通知の決裁日の翌日から起算して2年以内とする。
 - 9 環境部長は、第6項の規定により事業計画者に審査結果を通知するときは、その旨を様式9により当該環境管理事務所長に、様式10により立地市町村の長に、それぞれ通知するものとする。

(隣接土地所有者の同意)

- 第4条 事業計画者が次の各号のいずれかに該当するときは、環境部長は、事業計画

者が計画書を提出するときに、隣地の所有者の全ての者が事業計画に同意している旨（次項において「隣地同意」という。）を証する書面（以下「隣地同意書面」という。）を計画書に添付させるものとする。この場合において、当該隣地が共有されている土地である場合においては、当該隣地の所有者の同意は、当該隣地を共有する者の過半数の者による同意で足りるものとする。

- (1) 新規許可設置を行おうとする場合
 - (2) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者が、積替え保管を行わない許可から積替え保管を行う許可へ変更しようとする場合
 - (3) 許可地に加え、更に新たに別の場所において処理業を行おうとする場合
 - (4) 許可地に近接する土地に事業場を拡げようとする場合又は事業場の存する地番のうち一部を事業場とする事業者がその地番内において事業場を拡げようとする場合
- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画者の責めに帰さない事由により隣地同意を得ることができないと環境部長が認める場合には、その理由を記載した書面を添付させることにより、隣地同意書面の添付に代えることができるものとする。
 - 3 第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、隣地同意書面を計画書に添付させる必要はないものとする。ただし、第1号に該当する場合において、事業実施予定地の一部が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（以下この項において単に「工業専用地域」という。）内にあるときは、事業実施予定地のうち、工業専用地域内にない部分については、当該部分の隣地同意書面を計画書に添付させるものとする。
 - (1) 事業実施予定地が、工業専用地域内にある場合
 - (2) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業又は土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる事業により、許可地の使用権原の全部又は一部を失い、その代替えとして得られた土地を事業実施予定地の全部とする事業計画であって、他の処理業許可に係る変更を行わない場合
 - (3) 原材料の一部として産業廃棄物を使用して製品を生産する施設を、産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設として、法第14条第6項に規定する許可を受けている者（環境部長が別に定める者に限る。次条第2項第1号において「製造業者」という。）が、第2条第7号イ及びウに該当する変更を行おうとする場合

(関係住民等の同意等)

第5条 環境部長は、措置・合意形成期間内に、事業計画者に、関係住民並びに関係公益施設及び関係水道事業者等（以下「関係住民等」という。）へ事業計画の内容を説明させ、その同意（以下「周辺同意」という。）を得させるものとする。なお、第4条第1項第4号に規定する変更を行おうとする場合にあっては、関係住民の周辺同意は要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境部長は、事業計画者に、事業計画の内容について関係住民等への周知を図るための説明会の開催その他の方法による関係住民等への説明（以下「説明会等」という。）を行わせることをもって周辺同意に代えることができる。

(1) 事業計画者が第2条第7号イ及びウに規定する変更を行おうとする場合。ただし、製造業者ではない事業計画者が、次のア又はイに規定する変更を行おうとする場合を除く。

ア 第4条第1項第2号に規定する変更
イ 周辺環境に大きな影響を与えるおそれのある施設として環境部長が別に定める施設の設置又は変更

(2) 第4条第3項第1号又は第2号に該当する場合

(3) 関係地域に関係地域内指定区域が含まれる場合

(4) その他環境部長が別に定める場合

3 前2項の規定にかかわらず、環境部長は、処理施設の設置等により、周辺環境への影響が大きいと危惧される場合には、事業計画者に対し、周辺同意又は説明会等を行わせることができる。

4 第2項第3号に該当する場合における同項の規定の適用に当たっては、「関係住民等」とあるのは「関係住民（関係地域内指定区域に住所を有する者に限る。）並びに関係公益施設（関係地域内指定区域に所在するものに限る。）及び関係水道事業者等（県外のみにおいて取水する権利を有するものに限る。）」と読み替えるものとする。

5 第1項の周辺同意は、次のとおりとする。

(1) 事業計画者が最終処分場の設置を計画している者である場合

ア 関係住民の世帯主の数が3以上のとき 当該世帯主のうち3分の2以上の者並びに全ての関係公益施設（当該施設の設置者を含む。以下この条において同じ。）及び関係水道事業者等の同意

- イ 関係住民の世帯主の数が 2 以下のとき 当該世帯主の同意又は当該世帯主に対する説明会等並びに全ての関係公益施設及び関係水道事業者等の同意
 - (2) 事業計画者が(1)以外の者である場合
 - ア 関係住民の世帯主の数が 3 以上のとき 当該世帯主のうち 3 分の 2 以上の者及び全ての関係公益施設の同意
 - イ 関係住民の世帯主の数が 2 以下のとき 当該世帯主の同意又は当該世帯主に対する説明会等及び全ての関係公益施設の同意
- 6 前項の場合において、関係住民の全部又は一部が建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）の適用のある建物（以下この項において「区分所有法適用建物」という。）に居住しており、当該関係住民の世帯主の同意を得ることが困難な場合においては、当該区分所有法適用建物の区分所有者を世帯主とみなし、同法第 3 条に規定する団体、第 47 条第 2 項に規定する管理組合法人又は第 65 条に規定する団体（以下この項において「区分所有法規定団体」と総称する。）の同意又は説明会等をもって、当該区分所有法規定団体を組織する区分所有者全員の同意があったもの、又は当該区分所有者全員に説明会等を行ったものとみなすことができる。
- 7 環境部長は、事業計画者が、第 7 条第 1 項に規定する協議書を提出する場合又は同項に規定する協議書の提出を要しないため処理業許可の申請をする場合には、周辺同意を得たことを証する書面又は説明会等を行ったことを証する書面（様式 19）を同項に規定する協議書又は処理業許可の申請書に添付させるものとする。
- 8 事業計画者が周辺同意を得る、又は説明会等を実施するに際し、関係住民等から事業計画の内容について生活環境の保全の見地から意見があった場合は、環境部長は、事業計画者に対し、前項に規定する書面（第 7 条第 4 項において「同意等書面」という。）に当該意見を記載せるものとする。

（説明会等）

第 6 条 事業計画者が説明会等を行うときは、環境部長は、事業計画者に、少なくとも次の各号に掲げる事項を説明させるものとする。

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 事業計画の概要（事業の範囲の変更を行う場合は変更の概要）
- (3) 事業実施予定地
- (4) 処理施設の種類及び処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類

- (5) 处理施設の処理能力又は保管上限
 - (6) 関係地域の範囲
- 2 事業計画者が、説明会等を実施した後、処理施設の設置等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民等との間で紛争（以下単に「紛争」という。）が生じ、当該紛争が自主的な解決に至らなかつたときは、環境部長は、事業計画者又は関係住民等に対し、環境部長へあっせんの申出をさせることができるものとする。
- 3 環境部長は、前項の申出があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、当該申出の内容が、紛争の性質上環境部長があっせんを行うことが適当でないと認めるものであるときは、この限りでない。
- 4 環境部長は、あっせんを行うこととしたときは、速やかに、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者及び関係住民等並びに立地市町村の長に通知するものとする。
- 5 環境部長は、あっせんを行う場合において必要があると認めるときは、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができるものとする。
- 6 環境部長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。
- 7 環境部長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者及び関係住民等並びに立地市町村の長に通知するものとする。

（処理施設設置協議）

第7条 環境部長は、事業計画者が次の各号のいずれかに該当する場合には、処理業許可等の申請に先立ち、処理施設設置協議書（以下「協議書」という。様式3-1、様式3-2、様式3-3又は様式3-4）を環境部長に提出させ、その承認を受けさせるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号又は第2号に該当する場合
 - (2) 中間処理施設又は最終処分場を設置する場合（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のみを設置する場合を除く。）
- 2 環境部長は、事業計画者に、審査結果通知を受けた翌日から起算して2年以内に、協議書を提出させるものとする。
- 3 環境部長は、協議書を審査し適正であると認めたときは、事業計画者に処理施設

設置承認書（第5項において単に「承認書」という。様式4-1、様式4-2、様式4-3又は様式4-4）を交付するものとする。

- 4 事業計画者が、措置・合意形成期間内に周辺同意を得ることができないため、同意等書面を協議書（協議書の提出を要しない場合には、処理業許可申請書）に添付することができない場合には、環境部長は事業計画者に、改めて第3条の規定による計画書の提出を求めるものとする。この場合において、事業計画者の責めに帰さない事由により周辺同意を得ることができないと環境部長が認める場合には、第4条第2項の規定を準用するものとする。
- 5 環境部長は、第3項の規定により事業計画者に承認書を交付したときは、その旨を、様式1-1により当該環境管理事務所長に、様式1-2により立地市町村の長に、それぞれ通知するものとする。

（審査結果通知後の変更）

第8条 事業計画者は、審査結果通知後、処理業許可申請書又は第10条第1項に規定する変更確認願（以下、この条において「申請書等」という。）の提出までの期間において、第2条第1項第7号に掲げる変更に相当する変更が生じる場合は、原則として、改めて計画書を提出し、審査を受けなければならない。

- 2 事業計画者は、前項の期間において、法改正等により許可の基準等が変更となつた場合は、改正後の基準等に適合した上で申請書等を提出しなければならない。

（許可申請）

第9条 事業計画者（処理業許可申請を行う者に限る。以下、この条において同じ。）は、処理業許可申請書を整備・充足の上、産業廃棄物指導課長を経由して、知事に提出しなければならない。

- 2 事業計画者は、産業廃棄物指導課又は、環境管理事務所の職員が実施する実地検査に必ず立ち会わなければならない。
- 3 環境部長は、知事が処理業許可をしたときは、様式1-3により当該環境管理事務所長に、様式1-4により当該環境管理事務所長以外の環境管理事務所長に、様式1-5により立地市町村の長に、それぞれその旨を通知するものとする。ただし、処理業許可をした相手方が事業計画者でない場合には、様式1-5による立地市町村の長への通知は要しないものとする。

(変更届出)

- 第10条 事業計画者(変更届出書を提出する者に限る。以下、この条において同じ。)は、協議届出事項に掲げる変更について、第7条までに定める必要な変更を行った後、変更届出書の提出に先立って、変更確認願(様式20-1、様式20-2、様式20-3又は様式20-4)を環境部長に提出し、変更確認を受けなければならぬ。
- 2 環境部長は、変更確認願が提出されたときは、当該環境管理事務所長に対し様式21により通知するものとする。
 - 3 環境部長は、変更確認願を受理した場合、変更事項について産業廃棄物指導課及び環境管理事務所の職員に実地に検査を行わせるものとする。この場合において、事業計画者は、実地検査に必ず立ち会わなければならない。
 - 4 環境部長は、前項の検査の結果、変更事項が変更確認願の内容に適合していると認められる場合は、変更確認通知書(様式22-1、様式22-2、様式22-3又は様式22-4)を事業計画者に交付するものとする。
 - 5 環境部長は、変更確認通知書を交付したときは、様式23により当該環境管理事務所長に、様式24により立地市町村の長に、それぞれ通知するものとする。
 - 6 事業計画者は、変更確認通知書の交付を受けた後でなければ、当該変更に係る処理施設を使用してはならない。
 - 7 事業計画者は、変更確認通知書の交付を受けた場合、速やかに、当該環境管理事務所長を経由して、変更届出書を知事に提出しなければならない。

(事務手続等)

- 第11条 環境部長は、事業計画者が事業計画を中止しようとするときは、事業計画取下書(様式16)を提出させるものとする。
- 2 環境部長は、前項の規定により、事業計画者から事業計画取下書の提出があったときは、様式17により当該環境管理事務所長に、様式18により立地市町村の長に、それぞれその旨を通知するものとする。

(その他)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長又は産業廃棄物指導課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項の規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項の規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 10 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項の規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。

- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によつたものとみなす。
- 4 平成18年10月1日までの間におけるこの要領の施行前に環境部長に協議を行つてゐる事業計画者の要領の適用についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月29日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日（ただし、組織名称に係るものについては、平成20年4月1日）から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、

この要領によつたものとみなす。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月10日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 この要領の施行前になされた処分の処理施設に係る手続については、なお、従前の例による。
- 4 前二項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続その他の行為は、この要領によつたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前の要領に基づきなされた手続その他の行為は、この要領によつたものとみなす。ただし、関係地域内指定区域に係る手續その他の行為については、この限りではない。

附 則

- 1 この要領は、令和7年1月21日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書及び協議書の提出は、この要領に基づく計画

書及び協議書の提出とみなす。